

ふじトピア短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鳳会が開設するふじトピア短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業は、利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護並びに機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、この事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ふじトピア短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 藤枝市時ヶ谷417番地2

(短期入所生活介護事業所の利用定員)

第4条 この事業所の利用定員は次のとおりとする

(1) 利用定員 20名（指定介護予防短期入所生活介護と合算）

2 事業所は、指定を受けた利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は除くものとする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

(1) 藤枝市

第2章 従業者の職種別員数及び職務内容

(従業者の職種別員数)

第6条 この事業所に勤務する職種別従業者の員数は次のとおりとし、いずれも本体施設の従業者と兼務する。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 管理者 | 1 名 |
| (2) 生活相談員 | 1 名以上 |
| (3) 介護支援専門員 | 1 名以上 |
| (4) 介護職員 | 27 名以上 |
| (5) 看護職員 | 4 名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1 名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| (8) 事務職員 | 3 名以上 |
| (9) 医師 | 1 名 |

(職務の内容)

第7条 前条に規定する従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者・・・業務を統括し、従業者を指揮監督する。
- (2) 生活相談員・・・管理者の命を受けて、利用者の調整、介護計画の作成及び生活相談、生活介護に従事する。
- (3) 介護支援専門員・・・管理者の命を受けて、利用者の施設サービス計画の作成及び変更業務に従事する。
- (4) 介護職員・・・管理者の命を受けて、利用者の生活介護に従事する。
- (5) 看護職員・・・管理者の命を受けて、利用者の保健衛生、生活看護に従事する。
- (6) 管理栄養士・・・管理者の命を受けて、利用者の栄養管理に従事する。
- (7) 機能訓練指導員・・・管理者の命を受けて、利用者の機能訓練に従事する。
- (8) 事務職員・・・管理者の命を受けて、事務処理、経理業務に従事する。
- (9) 医師・・・管理者の命を受けて、利用者の健康管理と医療業務に従事する。

(従業者の勤務体制の確保)

第8条 事業所は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

第3章 サービスの内容、利用料等

(サービスの内容の説明)

第9条 事業所はこのサービスの開始に際し、利用者の心身の状況及び家族並びにその置かれている環境を踏まえて具体的な短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明して理解を得るものとする。

(事業の内容)

第10条 事業所はこの事業を実施するため従業者に次の事項を実施させるものとする。

- (1) 短期入所生活介護計画の作成
- (2) 機能訓練及び日常生活の援助
- (3) 送迎、入浴及び食事の提供

- (4) レクリエーションの実施
- (5) 利用者からの生活相談
- (6) 利用者の介助及び援助
- (7) 要介護認定申請等の援助
- (8) 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所との連携
- (9) サービス提供記録の作成
- (10) その他この事業に関する事項

(利用料等)

第11条 事業所がこのサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である場合の利用料の額は入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の規定によるほか、利用者から別表に掲げる費用の支払いを受けることができる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の署名捺印を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの利用に当たって利用者が守らなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと。
- (2) 利用者は事業所の施設、設備等を本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用によって原状に復するか又は、相当の代価を支払うものとする。
- (3) 外出の場合は、行き先と帰所日時を申し出て、管理者の許可を受けること。
- (4) 指定場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 利用指定日の取り消し、変更をする場合は事前に連絡すること。
- (6) 高額な現金、高価な物件の持込みはしないこと。
- (7) 従業者や他の利用者に対し宗教活動、政治活動を行うことはできないこと。
- (8) 動物の持込みはできないこと。
- (9) その他、施設長や従業者の指示に反する行為をしないこと。

第4章 緊急時の対応等

(緊急時の対応)

第13条 事業所は、現にこのサービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるものとする。

(苦情処理および損害賠償)

第14条 事業所は、利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応をするものとする。

2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに助言を受けた場合には改善に努めるものとする。

3 利用者に対して賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期するものとする。

第5章 その他の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他設備及び飲料水について必要な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、指針を整備し、定期的な委員会の開催、並びに研修及び訓練を実施等必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

(掲示)

第21条 事業所は、事業所内で見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第22条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならないものとする。

2 従業者でなくなった場合にも同様とする。

(従業者の研修)

第23条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

(記録等の整備)

第24条 事業所は設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対するこのサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 この規程に定めるものの外、運営に関する事項は社会福祉法人鳳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成13年2月1日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成20年11月1日から施行する。

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成24年12月1日から施行する。

この規程は平成28年9月1日から施行する。

この規程は令和元年10月1日から施行する。

この規程は令和4年7月1日から施行する。

この規程は令和4年10月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

この規程は令和7年6月1日から施行する。

別 表

介護保険の給付対象とならないサービス利用料

項 目	内 容
食 費	1, 8 8 0 円（内訳 朝食4 0 0 円、昼食8 0 0 円、夕食6 8 0 円）
滞在費	個室 1, 3 9 0 円、 多床室 1, 0 7 0 円
レクリエーション代	実費
日常生活上 必要となる 諸費用	実費
理美容代	理容・美容に要した費用 理容カット 1回 1, 7 0 0 円、美容カット 1回 2, 0 0 0 円
キャンセル料	重要事項説明書に定める所定の取消料

ふじトピア指定短期入所生活介護利用契約に伴う
重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 <small>おおとりかい</small> 鳳会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県藤枝市時ヶ谷 4 1 7 番地の 2 |
| (3) 電話番号 | 0 5 4 - 6 3 8 - 5 2 5 2 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 増 田 光 春 |
| (5) 設立年月 | 平成 1 2 年 1 月 2 6 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護事業所（平成 13 年 2 月 13 日指定）
介護予防短期入所生活介護（平成 28 年 9 月 1 日指定）
静岡県 2 2 7 5 3 0 0 1 8 1 号
※当事業所は介護老人福祉施設ふじトピアに併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | ふじトピア 短期入所生活介護事業所 |
| 事業所の所在地 | 〒 4 2 6 - 0 2 0 4
静岡県藤枝市時ヶ谷 4 1 7 番地の 2 |
| 電話番号 | 0 5 4 - 6 3 8 - 5 2 5 4 |
| 施設長（管理者）氏名 | 増 田 啓 介 |

(4) 当事業所の運営方針

この事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事等の身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

事業所はこの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療または福祉サービスを提供とする者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(5) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- ☆ 介護老人福祉施設 ふじトピア
- ☆ ふじトピア 居宅介護支援事業所
- ☆ ふじトピア 通所介護事業所
- ☆ ふじトピア 認知症対応型通所介護
- ☆ ふじトピア 障害福祉サービス事業所
- ☆ 藤枝市地域包括支援センター ふじトピア
- ☆ グループホーム ふじトピア
- ☆ ふじトピア 通所型総合事業
- ☆ ふじトピア 緩和基準通所型サービス

(6) 通常の送迎の実施地域 藤枝市

(7) 営業日及び営業時間

	短期入所生活介護
営業日	年中無休
受付時間	月～金 8:30～17:30 (祝日除く)
サービス提供 時間帯	年中無休

(8) 利用定員

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 20人

(9) 居室等の概要（短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、下記の通りです。

（但し、ふじトピアにおける1人部屋は従来型個室となります。また、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室(1人部屋)	8室	120.92㎡	15.11㎡
4人部屋	3室	137.85㎡	11.48㎡

設備の種類	数	面積
食堂・デイルーム	1室	172.24㎡
機能訓練室	1室	18.31㎡
一般浴室	1室	27.50㎡
機械浴室（特殊浴槽）	1室	21.15㎡
医務室	1室	19.25㎡
静養室、面接室、脱衣室	3室	49.54㎡

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

施設長（管理者）		1名	
医 師		1名	
生活相談員		1名	
看護職員	常勤換算	4名以上	※長期と合算
介護職員	常勤換算	27名以上	※長期と合算
機能訓練指導員		1名	
管理栄養士		1名	

4. 事業所から提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金には

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用者の経済状況に応じて保険者が決定した負担割合により、7割～9割が介護保険から給付されます。

(1) サービスの概要

① 食事

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮し食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 但し、食材料費及び調理に係る費用相当の食費は、介護保険給付対象外となります。

（食事時間）

朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 18：00

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ・ 入浴又は清拭を週二回行います。

③ 排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう配慮します。

(2) サービス利用料金（一回あたり）(契約書第8条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担金）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

（サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位／日）
（夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位／日）
（☆緊急短期入所受入加算	90単位／日）
（☆認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位／日）
（☆若年性認知症入所者受入加算	120単位／日）
（☆療養食加算	6単位／日）
（介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0％）
（地域別単価	10.17円／日）

※事業所所在地（藤枝市）の地域区分は7級地です。

※☆が付いた加算は担当されている介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等に位置付けられたときに算定する加算となります。

◎介護給付

○短期入所生活介護（多床室）～1割負担～

ご契約者の介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
利用単位	727 単位	806 単位	889 単位	969 単位	1048 単位
自己負担額（滞在費・食費含）	3,690 円	3,770 円	3,855 円	3,936 円	4,016 円

○短期入所生活介護（多床室）～2割負担～

ご契約者の介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
利用単位	727 単位	806 単位	889 単位	969 単位	1048 単位
自己負担額（滞在費・食費含）	4,429 円	4,590 円	4,759 円	4,921 円	5,082 円

○短期入所生活介護（多床室）～3割負担～

ご契約者の介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
利用単位	727 単位	806 単位	889 単位	969 単位	1048 単位
自己負担額（滞在費・食費含）	5,168 円	5,410 円	5,663 円	5,907 円	6,148 円

○短期入所生活介護（従来型個室）～1割負担～

ご契約者の介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
利用単位	727 単位	806 単位	889 単位	969 単位	1048 単位
自己負担額（滞在費・食費含）	4,010 円	4,090 円	4,175 円	4,256 円	4,336 円

○短期入所生活介護（従来型個室）～2割負担～

ご契約者の介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
利用単位	727 単位	806 単位	889 単位	969 単位	1048 単位
自己負担額（滞在費・食費含）	4,749 円	4,910 円	5,079 円	5,241 円	5,402 円

○短期入所生活介護（従来型個室）～3割負担～

ご契約者の介護度	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
利用単位	727 単位	806 単位	889 単位	969 単位	1048 単位
自己負担額（滞在費・食費含）	5,488 円	5,730 円	5,983 円	6,227 円	6,468 円

☆ご家族の希望により、送迎を行った場合、片道１８４０円うち１８４円が自己負担となります。但し、日曜日、祝祭日、年末年始の送迎は行っておりません。
また送迎時間は双方調整のうえ、決めさせていただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更することがあります。

介護保険の給付対象とならないサービス （契約書第５条、第８条参照）

以下のサービスは、利用料金（滞在費・食費・介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合 その他実費）がご契約者の負担となります。
（但し、滞在費及び食費については、世帯の資産状況により、下記表の基準用額が定められております。）

① 滞在費

従来型個室、多床室とも室料+光熱水費相当となります。

①－１ 滞在費の基準用額

	従来型個室	多床室
基準額（第四段階）	１，３９０円	１，０７０円
第一段階	３８０円	０円
第二段階	４８０円	４３０円
第三段階	８８０円	４３０円

（日額）

② 食費

食材料費及び調理に係る費用相当となります。

食費の内訳は朝食 400 円、昼食 800 円、夕食 680 円となります。

② -1 食費の基準用額

	食費
基準額（第四段階）	1, 8 8 0 円
第一段階	3 0 0 円
第二段階	6 0 0 円
第三段階①	1, 0 0 0 円
第三段階②	1, 3 0 0 円

(日額)

- ③ 介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。ご希望であれば複写物を交付します。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を、負担いただきます。

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。なお、材料費等、実費をいただく場合がございます。

⑦ 理美容サービス

月の第 2・4 水曜日、藤枝市理容組合・ビューティヘルパー等の出張による理髪サービス（調髪）美容サービス（カット等）をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり理髪 1, 7 0 0 円 美容 2, 0 0 0 円～等

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

5 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

料金・費用は、次の通りお支払い下さい。

サービス利用終了時に、その都度以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|--|
| ア. 自動引き落とし（引き落とし日：初回は翌々月18日、2回目以降は翌月18日） |
| イ. 下記指定口座への振込み（支払い期限翌月20日） |
| ・ しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 普通預金 0140266 |
| ふじトピア短期入所生活介護事業所 施設長 増田啓介 |

6.利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所により 契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

7. 緊急時の対応

事業者は介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに家族と連絡し、主治医と連携を取りながら救急治療又は緊急入院等必要な措置が受けられるようにします。

ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません

①主治医

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

②協力医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号
診療科	内科 他

8. 利用中、施設を退所していただく場合

利用中ご本人に以下のような状態がみられた場合には退所をお願いすることがあります。

記

- ① 発熱、嘔吐、けが等が見られた場合。
- ② バイタル的に異常が見られなくても、普段の利用時と様子が違うなどの場合も同様に、受診をしていただいた結果によっては、「退所」という形をとらせていただく事がありますのでご理解をお願いします。

9. 非常災害対策

非常時の対応	ふじトピア防災対策規程に基づき対応する
近隣との協力関係	近隣自主防災組織と連絡をはかり進めている
平常時の防災訓練等	通報訓練・避難訓練・消火訓練
防災設備	消火栓・消火器・スプリンクラー
消防計画	消防署への届出：平成20年8月1日 防災管理者：下田一正 内容：火災・地震その他の災害について 防災計画

10.サービスの利用に関する留意事項

○ 居室・設備・器具の利用

居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は代価をお支払いいただく場合があります。

○ 来訪・面会

来訪を希望される方は事前にお申し出ください。面会時は名簿に記入し、職員に届け出てください。

○ 外出

外出を希望される場合は、事前にお申し出ください。必ず行き先と帰所時間を職員に申出てください。

○ 喫煙・飲酒

喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は相談してください。

○ 迷惑行為等

騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

○ 宗教活動・政治活動

当事業所の職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○ 医療機関への受診

主治医への受診は原則としてご家族の付き添いをお願いします。服薬中の方は薬を持参してください。

○ 所持品現金等の管理

高価な物品は持ち込まないで下さい。入所時の必要品は別紙のとおりです。被服持ち物等には名前を明記してください。多額な現金は持ち込まないで下さい。

携帯電話のご使用やお手紙については、職員にお申し付けください。

○ 動物飼育

施設内へのペットの持ち込みはお断りします。

11.第三者評価について

○ 第三者評価の実施の有無：無

12. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。事業者は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しております。

13. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

当法人における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。尚、当法人では「第三者委員」を設置し、お客様からの苦情を適切に対応する体制を整えております。

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（1）当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 担当者

短期入所生活介護事業所 吉口昌広

Tel 054-638-5254

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前9：00～午後4：30

祝祭日、12月29日～1月3日までを除く。

（2）法人での苦情窓口も設置してあります。

○ 苦情受付窓口

地域包括支援センター ふじトピア

センター長 内村宣子

Tel 054-638-5252 Fax 054-638-5255

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前9：00～午後4：30

祝祭日、12月29日～1月3日までを除く

（3）行政機関その他苦情受付機関

藤枝市役所 地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番地1号 電話番号 054-643-3225 受付時間 午前8：30～午後5：15
国民健康保険 団体連合会	所在地 〒426-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 電話番号 054-253-5590 受付時間 午前8：30～午後5：00

尚、藤枝市では、介護苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して公平で中立な立場で苦情への対応をしています。

14. 虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じるものとします。

15. 衛生管理等に関する事項

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じるものとします。

16. 業務継続計画の策定等に関する事項

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ふじトピア 指定短期入所生活介護事業所

説明者職種 _____

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項並びに重要事項別紙の説明を受け、指定短期生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始並びに私個人情報の収集と使用について、サービス計画の作成及びサービス実施に必要な範囲内で行われることに同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人または立会人等

住所 _____

続柄 _____

氏名 _____ 印

ふじトピア介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鳳会が開設するふじトピア短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業は、利用者が要支援状態になった場合においても可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護並びに機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、この事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ふじトピア短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 藤枝市時ヶ谷4 1 7 番地2

(介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員)

第4条 この事業所の利用定員は次のとおりとする

(1) 利用定員 20名（指定短期入所生活介護と合算）

2 事業者は、指定を受けた利用定員及び居室の定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は除くものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第5条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

(1) 藤枝市

第2章 従業員の職種別員数及び職務内容

(従業員の職種別員数)

第6条 この事業所に勤務する職種別従業員の員数は次のとおりとし、いずれも本体施設の従業員と兼務する。

- | | |
|-------------|--------|
| (1) 管理者 | 1 名 |
| (2) 生活相談員 | 1 名以上 |
| (3) 介護支援専門員 | 1 名以上 |
| (4) 介護職員 | 27 名以上 |
| (5) 看護職員 | 4 名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1 名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名以上 |
| (8) 事務職員 | 3 名以上 |
| (9) 医師 | 1 名 |

(職務の内容)

第7条 前条に規定する従業者の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者・・・業務を統括し、従業者を指揮監督する。
- (2) 生活相談員・・・管理者の命を受けて、利用者の調整、介護計画の作成及び生活相談、生活介護に従事する。
- (3) 介護支援専門員・・・管理者の命を受けて、利用者の施設サービス計画の作成及び変更業務に従事する。
- (4) 介護職員・・・管理者の命を受けて、利用者の生活介護に従事する。
- (5) 看護職員・・・管理者の命を受けて、利用者の保健衛生、生活看護に従事する。
- (6) 管理栄養士・・・管理者の命を受けて、利用者の栄養管理に従事する。
- (7) 機能訓練指導員・・・管理者の命を受けて、利用者の機能訓練に従事する。
- (8) 事務職員・・・管理者の命を受けて、事務処理、経理業務に従事する。
- (9) 医師・・・管理者の命を受けて、利用者の健康管理と医療業務に従事する。

(従業者の勤務体制の確保)

第8条 事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

第3章 サービスの内容、利用料等

(サービスの内容の説明)

第9条 事業者はこのサービスの開始に際し、利用者の心身の状況及び家族並びにその置かれている環境を踏まえて具体的な介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明して理解を得るものとする。

(事業の内容)

第10条 事業者はこの事業を実施するため従業者に次の事項を実施させるものとする。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画の作成
- (2) 機能訓練及び日常生活の援助
- (3) 送迎、入浴及び食事の提供

- (4) レクリエーションの実施
- (5) 利用者からの生活相談
- (6) 利用者の介助及び援助
- (7) 要介護認定申請等の援助
- (8) 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者との連携
- (9) サービス提供記録の作成
- (10) その他この事業に関する事項

(利用料等)

第11条 事業者がこのサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である場合の利用料の額は入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の規定によるほか、利用者から別表に掲げる費用の支払いを受けることができる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の署名捺印を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの利用に当たって利用者が守らなければならない事項は次のとおりとする。

- (1) 事業者が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと。
- (2) 利用者は事業所の施設、設備等を本来の用途に従って利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用によって原状に復するか又は、相当の代価を支払うものとする。
- (3) 外出の場合は行き先と帰所日時を申し出て、施設長の許可を受けること。
- (4) 火気使用指定場所以外で喫煙しないこと。
- (5) 利用指定日の取り消し、変更をする場合は事前に連絡すること。
- (6) 高額な現金、高価な物件の持込みはしないこと。
- (7) 従業者や他の利用者に対し宗教活動、政治活動を行うことはできないこと。
- (8) 動物の持込みはできないこと。
- (9) その他、施設長や従業者の指示に反する行為をしないこと。

第4章 緊急時の対応等

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、現にこのサービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるものとする。

(苦情処理および損害賠償)

第14条 事業者は、利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応をするものとする。

2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに助言を受けた場合には改善に努めるものとする。

3 利用者に対して賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期するものとする。

第5章 その他の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他設備及び飲料水について必要な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、指針を整備し、定期的な委員会の開催、並びに研修及び訓練を実施等必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、定期的な研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第18条 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスの継続的に実施、早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するなどの措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責任を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。

(掲示)

第21条 事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第22条 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならないものとする。

2 従業員でなくなった場合にも同様とする。

(従業員の研修)

第23条 事業者は、従業員の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

(記録等の整備)

第24条 事業者は設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対するこのサービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 この規程に定めるものの外、運営に関する事項は社会福祉法人鳳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成28年9月1日から施行する。

この規程は令和元年10月1日から施行する。

この規程は令和4年7月1日から施行する。

この規程は令和4年10月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

この規程は令和7年6月1日から施行する。

別 表

介護保険の給付対象とならないサービス利用料

項 目	内 容
食 費	1, 8 8 0 円（内訳 朝食4 0 0 円、昼食8 0 0 円、夕食6 8 0 円）
滞在費	個室 1, 3 9 0 円、 多床室 1, 0 7 0 円
レクリエーション代	実費
日常生活上 必要となる 諸費用	実費
理美容代	理容・美容に要した費用 理容カット 1回 1, 7 0 0 円、美容カット 1回 2, 0 0 0 円
キャンセル料	重要事項説明書に定める所定の取消料

ふじトピア介護予防短期入所生活介護利用契約に伴う
重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 <small>おおとりかい</small> 鳳会 |
| (2) 法人所在地 | 静岡県藤枝市時ヶ谷4 1 7 番地の2 |
| (3) 電話番号 | 0 5 4 - 6 3 8 - 5 2 5 2 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 増 田 光 春 |
| (5) 設立年月 | 平成1 2 年1 月2 6 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護事業所（平成13年2月13日指定）
 介護予防短期入所生活介護（平成28年9月1日指定）
 静岡県2 2 7 5 3 0 0 1 8 1 号

※当事業所は介護老人福祉施設ふじトピアに併設されています。

- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 ふじトピア 短期入所生活介護事業所
事業所の所在地 〒4 2 6 - 0 2 0 4
 静岡県藤枝市時ヶ谷4 1 7 番地の2
電話番号 0 5 4 - 6 3 8 - 5 2 5 4
施設長（管理者）氏名 増 田 啓 介

(4) 当事業所の運営方針

この事業は、利用者が要支援等となった場合においても可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事等の身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとします。

事業所はこの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療または福祉サービスを提供とする者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(5) 法人が行っている他の業務

当法人では、次の事業もあわせて実施しています。

- ☆ 介護老人福祉施設 ふじトピア
- ☆ ふじトピア 居宅介護支援事業所
- ☆ ふじトピア 通所介護事業所
- ☆ ふじトピア 認知症対応型通所介護
- ☆ ふじトピア 障害福祉サービス事業所
- ☆ 藤枝市地域包括支援センター ふじトピア
- ☆ グループホーム ふじトピア
- ☆ ふじトピア 通所型総合事業
- ☆ ふじトピア 緩和基準通所型サービス

(6) 通常の送迎の実施地域 藤枝市

	介護予防短期入所生活介護
営業日	年中無休

(7) 営業 業時間	受付時間	月～金 8 : 30～17 : 30 (祝日除く)	日 及 び 営
	サービス提供 時間帯	年中無休	

(8) 利用定員

介護予防短期入所生活介護 20人

(9) 居室等の概要（介護予防短期入所生活介護）

介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、下記の通りです。

（但し、ふじトピアにおける1人部屋は従来型個室となります。また、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室(1人部屋)	8室	120.92㎡	15.11㎡
4人部屋	3室	137.85㎡	11.48㎡

設備の種類	数	面積
食堂・デイルーム	1室	172.24㎡
機能訓練室	1室	18.31㎡
一般浴室	1室	27.50㎡
機械浴室（特殊浴槽）	1室	21.15㎡
医務室	1室	19.25㎡
静養室、面接室、脱衣室	3室	49.54㎡

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決

定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

施設長（管理者）		1名	
医 師		1名	
生活相談員		1名	
看護職員	常勤換算	4名以上	※長期と合算
介護職員	常勤換算	27名以上	※長期と合算
機能訓練指導員		1名	
管理栄養士		1名	

4. 事業所から提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスと利用料金には

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用者の経済状況に応じて保険者が決定した負担割合により、7割～9割が介護保険から給付されます。

(1) サービスの概要

① 食事

- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮し食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 但し、食材料費及び調理に係る費用相当の食費は、介護保険給付対象外となります。

（食事時間）

朝食 7：30 昼食 12：00 夕食 18：00

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ・ 入浴又は清拭を週二回行います。

③ 排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する為の訓練を実施します。

⑤ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行われるよう配慮します。

(2) サービス利用料金（一回あたり）（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担金）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

（サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位／日）
（☆療養食加算	6単位／日）
（介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14.0％）
（地域別単価	10.17円／日）

※事業所所在地（藤枝市）の地域区分は7級地です。

※☆が付いた加算は担当されている介護支援専門員が作成する居宅サービス計画等に位置付けられたときに算定する加算となります。

◎予防給付

○介護予防短期入所生活介護（多床室）～1割負担～

ご契約者の介護度	要支援 1	要支援 2
利用単位	539 単位	665 単位
自己負担額（滞在費・食費 含）	3,499 円	3,627 円

○介護予防短期入所生活介護（多床室）～2割負担～

ご契約者の介護度	要支援 1	要支援 2
利用単位	539 単位	665 単位
自己負担額（滞在費・食費 含）	4,047 円	4,303 円

○介護予防短期入所生活介護（多床室）～3割負担～

ご契約者の介護度	要支援 1	要支援 2
利用単位	539 単位	665 単位
自己負担額（滞在費・食費 含）	4,595 円	4,979 円

○介護予防短期入所生活介護（従来型個室）～1割負担～

ご契約者の介護度	要支援 1	要支援 2
利用単位	539 単位	665 単位
自己負担額（滞在費・食費 含）	3,819 円	3,947 円

○介護予防短期入所生活介護（従来型個室）～2割負担～

ご契約者の介護度	要支援 1	要支援 2
利用単位	539 単位	665 単位
自己負担額（滞在費・食費 含）	4,367 円	4,623 円

○介護予防短期入所生活介護（従来型個室）～3割負担～

ご契約者の介護度	要支援 1	要支援 2
利用単位	539 単位	665 単位
自己負担額（滞在費・食費 含）	4,915 円	5,299 円

☆ご家族の希望により、送迎を行った場合、片道1840円うち184円が自己負担となります。但し、日曜日、祝祭日、年末年始の送迎は行っておりません。また送迎時間は双方調整のうえ、決めさせていただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更することがあります。

介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金（滞在費・食費・介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合 その他実費）がご契約者の負担となります。
(但し、滞在費及び食費については、世帯の資産状況により、下記表の基準用額が定められております。)

① 滞在費

従来型個室、多床室とも室料+光熱水費相当となります。

①-1 滞在費の基準用額

	従来型個室	多床室
基準額（第四段階）	1,390円	1,070円
第一段階	380円	0円
第二段階	480円	430円
第三段階	880円	430円

(日額)

② 食費

食材料費及び調理に係る費用相当となります。

食費の内訳は朝食400円、昼食800円、夕食680円となります

②-1 食費の基準用額

	食費
基準額（第四段階）	1,880円
第一段階	300円

第二段階	600円
第三段階①	1,000円
第三段階②	1,300円

(月額)

- ③ 介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

- ④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。ご希望であれば複写物を交付します。

- ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を、負担いただきます。

- ⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。なお、材料費等、実費をいただく場合がございます。

- ⑦ 理美容サービス

[理髪・美容サービス]

月の第2・4水曜日、藤枝市理容組合・ビューティヘルパー等の出張による理髪サービス（調髪）美容サービス（カット等）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり理髪1,700円 美容2,000円～等

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と、変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

5 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

料金・費用は、次の通りお支払い下さい。

サービス利用終了時に、その都度以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．	自動引き落とし（引き落とし日：初回は翌々月18日、2回目以降は翌月18日）
イ．	下記指定口座への振込み（支払い期限翌月20日） ・ しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店 - 普通預金 0140266 - ふじトピア短期入所生活介護事業所 施設長 増田啓介

6.利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所により 契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

7. 緊急時の対応

事業者は介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに家族と連絡し、主治医と連携を取りながら救急治療又は緊急入院等必要な措置が受けられるようにします。

ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

りません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①主治医

医療機関の名称	
所在地	
診療科	

②協力医療機関

医療機関の名称	藤枝市立総合病院
所在地	藤枝市駿河台4丁目1番11号
診療科	内科 他

8. 利用中、施設を退所していただく場合

利用中ご本人に以下のような状態がみられた場合には退所をお願いすることがあります。

記

- ① 発熱、嘔吐、けが等が見られた場合。
- ② バイタル的に異常が見られなくても、普段の利用時と様子が違うなどの場合も同様に、受診をしていただいた結果によっては、「退所」という形をとらせていただく事がありますのでご理解をお願いします。

9. 非常災害対策

非常時の対応	ふじトピア防災対策規程に基づき対応する
近隣との協力関係	近隣自主防災組織と連絡をはかり進めている
平常時の防災訓練等	通報訓練・避難訓練・消火訓練
防災設備	消火栓・消火器・スプリンクラー
消防計画	消防署への届出：平成20年8月1日 防災管理者：下田一正 内容：火災・地震その他の災害について 防災計画

10.サービスの利用に関する留意事項

- 居室・設備・器具の利用
居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により
原状に復していただくか、又は代価をお支払いいただく場合があります。
- 来訪・面会
来訪者は、面会時間（9時00分～午後8時00分）を遵守し、必ずその
都度面会簿に記入し職員に届出てください。
- 外出
外出の際には必ず行き先と帰所時間を職員に申出てください。
- 喫煙・飲酒
喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は相談して下さい。
- 迷惑行為等
騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- 宗教活動・政治活動
当事業所の職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行
うことはできません。
- 医療機関への受診
主治医への受診は原則としてご家族の付き添いをお願いします。服薬中
の方は薬を持参してください。
- 所持品現金等の管理
高価な物品は持ち込まないで下さい。入所時の必要品は別紙のとおりで
す。被服持ち物等には名前を明記してください。多額な現金は持ち込ま
ないで下さい。
- 動物飼育
施設内へのペットの持ち込みはお断りします。

11.第三者評価について

- 第三者評価の実施の有無：無

12.損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。事業者は、万一の事故の発生に備えて、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償責任保険に加入しております。

13. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

当法人における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。尚、当法人では「第三者委員」を設置し、お客様からの苦情を適切に対応する体制を整えております。また、 苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

- （1）当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 担当者

短期入所生活介護事業所 吉口昌広
Tel 054-638-5254

- 受付時間

毎週月曜日～金曜日
午前9：00～午後4：30
祝祭日、12月29日～1月3日までを除く。

- （2）法人での苦情窓口も設置してあります。

- 苦情受付窓口

地域包括支援センター ふじトピア
センター長 内村宣子
Tel 054-638-5252 Fax 054-638-5255

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
午前 9 : 0 0 ～午後 4 : 3 0
祝祭日、1 2 月 2 9 日～1 月 3 日までを除く

(3) 行政機関その他苦情受付機関

藤枝市役所 地域包括ケア推進課 地域支援係	所在地 〒426-8722 藤枝市岡出山 1 丁目 11 番地 1 号 電話番号 0 5 4 - 6 4 3 - 3 2 2 5 受付時間 午前 8 : 3 0 ～午後 5 : 1 5
国民健康保険 団体連合会	所在地 〒426-8558 静岡市葵区春日 2 丁目 4 番 34 号 電話番号 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0 受付時間 午前 8 : 3 0 ～午後 5 : 0 0

尚、藤枝市では、介護苦情救済委員会（介護オンブズパーソン）を設置して公平で中立な立場で苦情への対応をしています。

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ふじトピア 介護予防短期入所生活介護事業所

説明者職種 _____

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項並びに重要事項別紙の説明を受け、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始並びに私個人情報の収集と使用について、サービス計画の作成及びサービス実施に必要な範囲内で行われることに同意しました。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人または立会人等

住所 _____

続柄 _____

氏名 _____ 印 _____